

建設と外国人技能実習生



公益財団法人 国際研修協力機構

JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度です。2017年11月、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、外国人技能実習機構が設立され新たな技能実習制度がスタートしました。

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

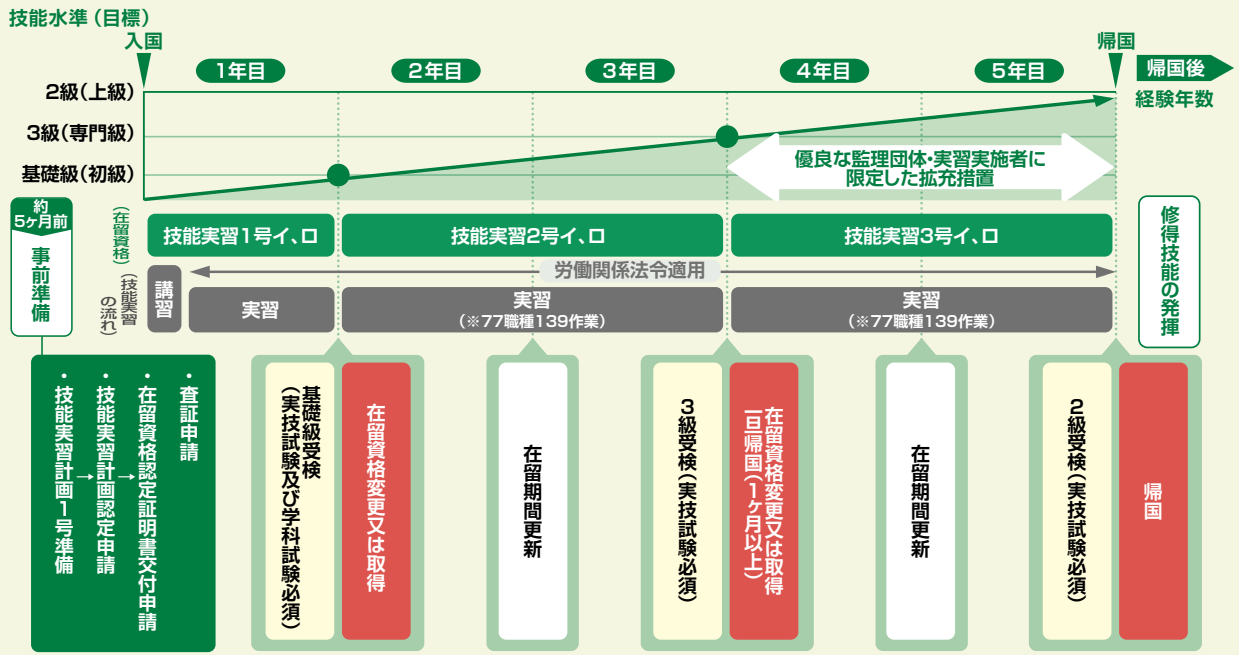
第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

企業単独型は海外に建設子会社等があれば可能ですが、建設業は製造業等と異なり殆どが団体監理型の受入れです。新制度下では監理団体は外国人技能実習機構から一般もしくは特定の監理事業許可が必要となりました。一般監理団体は優良な企業に対して3号が受入可能であり、また受入人数枠に優遇措置があります。

技能実習の区分に応じた在留資格は下表のとおりです。

	企業単独型	団体監理型
入国1年目（技能等を修得）	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目（技能等に習熟）	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目（技能等に熟達）	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ



団体監理型の人数枠

第1号(1年間)		第2号(2年間)	優良基準適合者		
基本人数枠			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人～300人	15人				
101人～200人	10人				
51人～100人	6人				
41人～50人	5人				
31人～40人	4人				
30人以下	3人				

注) 常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれません。

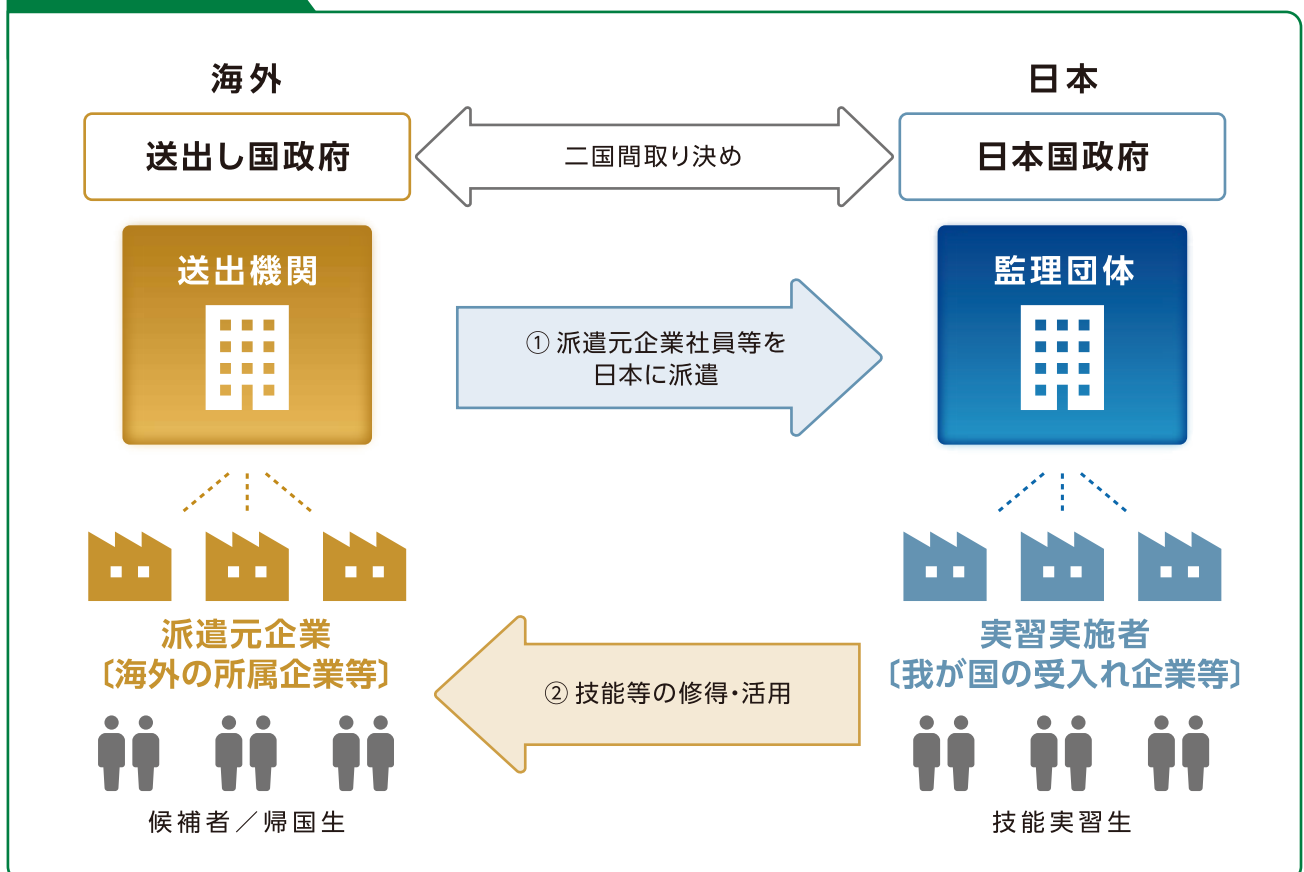
職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
建築板金	ダクト板金作業 内外装板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業		
建具製作	木製建具手加工作業		
建築大工	大工工事作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
型枠施工	型枠工事作業	防水施工	シーリング防水工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
とび	とび作業	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業	表装	壁装作業
タイル張り	タイル張り作業	建設機械施工*	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業		
左官	左官作業		
配管	建築配管作業 プラント配管作業	築炉	築炉作業

- (注) 1. 無印の職種は技能検定職種
 2. *の職種は技能実習評価試験職種
 3. 他に「鉄工」「塗装」「溶接*」が建設職種に該当

● 団体監理型の受入れ方式

団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式



技能実習生は入国後に日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります。

■JITCO は外国人技能実習制度の総合的な支援機関として、セミナー・講習会の開催、個別の相談、教材等の開発・提供などを通じて、監理団体、実習実施者、送出機関等の制度関係者の皆様の円滑な制度活用をサポートします。HP に各種セミナー・講習会のご案内・募集をしていますので是非参加してください。

以下に主なセミナーをご紹介します

◆技能実習制度説明会

お問合せ先 講習業務部業務課 (03-4306-1138)

技能実習生の受入全般に関する説明会（制度の概要、技能実習生の要件、監理団体・実習実施者（企業等）の要件等）を原則毎月第一水曜日の午後半日かけて開催しています。

◆養成講習

お問合せ先 講習業務部養成講習課 (03-4306-1156)

JITCO は養成講習機関の一つとして告示を受けており下記の養成講習を実施しています。

養成講習の種類は、受講対象者別に、①監理責任者等講習、②技能実習責任者講習、③技能実習指導員講習、④生活指導員講習の4種類に区分されます。

◆建設業関係への支援

お問合せ先 実習支援部建設班 (03-4306-1165)

建設業に関しては、JITCO の専門スタッフが業界団体、監理団体・実習実施者等の問い合わせ等に対して、本制度を正しく理解して頂くための電話や来訪による相談等を実施しています。

※建設分野の技能実習修了者について、2020年東京オリンピックに向けた建設需要に対応した緊急かつ時限的な措置として国土交通省による建設就労者制度があり、技能実習制度と連携して活用することができます。

国際研修協力機構 (JITCO) とは

国際研修協力機構は、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人[※]です。略称をJITCO (ジツコ、Japan International Training Cooperation Organization) といい、外国人技能実習制度・研修制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与することを事業目的としています。

※2012年4月に内閣府所管の公益財団法人に移行しました。

公益財団法人 国際研修協力機構 実習支援部建設班

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング

TEL 03-4306-1165 FAX 03-4306-1115